

被扶養者の資格をご確認ください。

被扶養者の方が以下に該当した場合は、扶養をはずす手続きが必要です。

- 就職し、就職先の健康保険に加入した場合、または、雇用条件等により、勤務先の健康保険に加入した場合
- 収入(給与、年金等の収入)が認定基準を超える場合
- 退職後の雇用保険の失業給付等を受給した場合 (※金額をご確認ください)
- 健康保険の傷病手当金や出産手当金を受給した場合 (※金額をご確認ください)
- 後期高齢者に該当した場合
 - ・75歳になった場合
 - ・65歳～74歳で寝たきり等一定の障害があると認定を受けた場合
- 死亡した場合
- 離婚した場合
- その他、結婚などで他の被扶養者となった場合 等

【扶養をはずす手続き方法】

◆提出書類 ……①被扶養者(異動)届 ※当健保のホームページに掲載。

②保険証

◆提出先 ……事業所(会社)人事担当者

【被扶養者の認定条件】

主として被保険者に生計を維持されている3親等内の親族であることが条件であり、基準は以下のとおりです。

同居の場合

- ・年間収入が130万円未満であること
(障がい者と60歳以上の方は、180万円未満)
- ・被保険者の収入の1/2未満であること

別居の場合

- ・年間収入が130万円未満であること
(障がい者と60歳以上の方は、180万円未満)
- ・被保険者からの仕送り(対象者の収入より多い仕送り)をしていること

※月換算にすると、108,334円未満(障がい者と60歳以上の方は、月換算; 150,000円未満)

日換算にすると、3,612円未満(障がい者と60歳以上の方は、日換算; 5,000円未満)

※交通費も収入に含みます。

被扶養者の収入が認定条件の範囲内かご確認ください。

平成29年6月頃に(※)被扶養者の検認を行なう予定にしております。検認対象者の方へは、後日、案内書をお送りいたしますが、すでに被扶養者の認定基準を超えているようでしたら、速やかにお手続きください。

(※)被扶養者の検認とは

健康保険法施行規則50条に基づき、認定後も、被扶養者の条件を満たしているかの確認を毎年、一定期日を定めて行なうことをいいます。検認対象者の方より、昨年の収入がわかる書類等を提出していただき、認定/不認定通知をお送りしています。もし、被扶養者の条件に当てはまらなかった場合は、昨年1月1日まで遡って、扶養の削除となる場合もあり、その期間の当健康保険組合が負担しました医療費等を請求させていただくこととなりますので、ご注意ください。

扶養に関するQ & A

Q: 現在、扶養にしている妻が年の途中からアルバイトを始めました。年末までの収入は、130万円を超えません。このまま継続して扶養と認められますか？

A: 直近の給与3か月分の平均が、108,334円(60歳以上、障がい者は150,000円)以上の場合は、扶養から外す手続きが必要です。
※税控除の年収対象期間は、1月から12月ですが、健康保険の被扶養者の認定基準は、直近の収入を参考に、今後の収入見込み額が、認定基準を満たしているかで判断します。

Q: 妻が退職し、雇用保険(失業給付)を受給する予定です。被扶養者になれるですか。

A: 日額が3,612円以上(60歳以上、障がい者は5,000円以上)の雇用保険(失業給付)を受給している場合は、その期間について、被扶養者になることはできません。
雇用保険受給資格者証の基本手当日額、支給期間をご確認いただき、お手続きください。

Q: 妻が出産を機に退職しました。子供を出産し、前加入の健康保険組合から出産手当金を受給する予定ですが、被扶養者になれるですか。

A: 日額が3,612円以上の出産手当金を受給している場合は、その期間について、被扶養者になることはできません。前加入の健康保険組合で発行される支給決定通知をご確認ください。

Q: 現在、母と同居しており、被扶養者として認定されています。今度、私(被保険者)は、結婚し、母と別居することになりました。このまま継続して母を被扶養者と認められますか。

A: 同居から別居に変わりますので、被扶養者の認定基準が変わります。母の収入より多い仕送りをしていただくことが条件に加わります。今後は、別居している母の生計を維持し、仕送りしつつ、被保険者世帯の生計も維持することが必要となります。
なお、仕送り額基準について、人事院の公表している世帯別標準生計費を参考に判断しています。仕送りをしている証明の提出を求めることもありますので、公の機関を通しての仕送りをお願いします。(手渡しは原則、認めておりません。)

詳細は、当健康保険組合のホームページをご参照くださいますようお願いいたします。